限定承認公告

本籍新潟県新潟市中央区旭町通二番町五二二六番地四〇、最後の住所新潟県新潟市中央区西堀通六番町八六七番地二　グランドメゾン西堀通タワー二七〇四号

被相続人　亡　亀田　紀夫

右被相続人は平成二十六年五月二十三日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十七日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十七日

新潟市中央区西堀通六番町八六七番地二　グランドメゾン西堀通タワー二七〇四号

相続財産管理人　亀田智惠子

新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地西堀一番町ビル四〇一号

右代理人弁護士　山田　寿

限定承認公告

本籍大阪市東淀川区淡路三丁目七四四番地、最後の住所兵庫県明石市西明石南町二丁目八番一〇号スプリングマンション四〇三号

被相続人　亡　立石　昌彦

右被相続人は平成二十六年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十七日

京都市上京区河原町通丸太町上る桝屋町三五四番地の二毎日新聞京都ビル三階

限定承認者水野トヨ子

右代理人弁護士　川瀬　久雄

右代理人弁護士　石地　春樹

限定承認公告

本籍鹿児島県阿久根市赤瀬川一一二八番地、最後の住所鹿児島県出水市野田町上名七七六七番地三六

被相続人　亡　島　勲

右被相続人は平成二十六年七月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十六日鹿児島家庭裁判所川内支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十七日

鹿児島県出水市野田町上名七七六七番地三七

相続財産管理人　出口　尊子

取得条項付新株予約権の取得日の通知公告

当社は、平成二十六年十月二十四日付の取締役会の決議により、平成二十六年十一月十一日をもって、金田哲也氏に割り当てられた二四〇個の当社第一回新株予約権を無償で取得することにいたしましたので公告いたします。

平成二十六年十月二十七日

東京都文京区小日向四丁目五番一六号

VALUENEXコンサルティング株式会社

代表取締役　中村　達生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億八千万円減少し、十二億一千三百三十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十一月二十八日であり、社員総会の決議は平成二十六年十月二十一日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十一日

掲載頁　一一九頁（号外第二三四号）

平成二十六年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Nova Retail Investment特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億八千万円減少して十二億一千三百三十五万円とし、発行済第一優先出資一万七千六百口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十一月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月二十七日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Nova Retail Investment特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億三千万円（ただし、A号優先出資につき五億五千八百三十万円、B号優先出資につき七千百七十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号五十五頁に掲載されています。

平成二十六年十月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

FWプロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十六年十月十四日掲載の新設分割公告中、「代表取締役　吉田　雅巳」とあるは「代表取締役　吉田　雅己」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十月二十七日

東京都中央区銀座六丁目一四番五号

株式会社テン・スターズ・ダイニング

代表取締役　吉田　雅己

訂正公告

平成二十六年三月二十八日（号外第六十八号）掲載の左記会社に係る資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、第三十九期決算公告中、「流動資産 | 112,233」とあるは「流動資産 | 100,124」の、「固定資産 | 1,052,407」とあるは「固定資産 | 1,161,016」の、「繰延資産 | 8,902」とあるは「繰延資産 | 11,908」の、**資産の部　合計 | 1,173,544**」とあるは「**合計 | 1,273,049**」の、「流動負債 | 114,923」とあるは「流動負債 | 178,552」の、「固定負債 | 731,213」とあるは「固定負債 | 775,494」の、「株主資本 | 327,406」とあるは「株主資本 | 319,002」の、「利益剰余金 | △28,680」とあるは「利益剰余金 | △37,084」の、「その他利益剰余金 | △28,680」とあるは「その他利益剰余金 | △37,084」の、「（うち当期純利益） | (26,034)」とあるは「（うち当期純利益） | (22,524)」の、**負債及び純資産の部　合計 | 1,173,544**」とあるは「**合計 | 1,273,049**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十六年十月二十七日

愛知県豊田市浄水町伊保原三三〇番地

板倉商事株式会社

代表取締役　板倉　良博

訂正公告

平成二十六年八月二十七日（号外第一九一号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を一千二百八十万円減少」とあるは「資本金の額を一千二百十八万円減少」、「効力発生日は平成二十六年十月一日」とあるは「効力発生日は平成二十六年十一月二十八日」の誤りにつき訂正します。なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月二十七日

神戸市東灘区住吉宮町六丁目一二五番地

株式会社瑞貴

代表取締役　安達　泰胤

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年九月三日（号外第百九十六号）公布政令第三百号（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令）（印刷誤り）				
一三	下	一七	十三度	十三年度
平成二十六年十月一日（号外第二百十八号）内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第一号（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の一部を改正する件）（印刷誤り）				
一二	下	終りから一五	17件	1.7件
平成二十六年十月十四日法務省告示第四百三十二号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
三ページ三段一六行目から一八行目までを削除する。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十七日付第二三七号

六四ページ●同日付政府調達第二〇一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）